# 「意見書」(概要)

平成14年12月6日 道路関係四公団民営化推進委員会

#### 1. 新たな組織のあり方

(1)新会社各社の収益調整を図り、長期債務の返済をできるだけ早期に実現するため、保有・債務返済機構(仮称。以下「機構」という。)を設置する。機構は、四公団に係る道路資産(新会社に承継されるもの等を除く。)及びそれに対応する長期債務を一括して承継し、新会社は機構から道路資産を借受けて、貸付料を支払う。

## (2)新会社

新会社は、自動車道事業を中心に、関連事業についても積極的に展開するものとし、パーキングエリア等に係る資産・債務を承継して発足する。

新会社は、発足後10年を目途に、機構の所有する道路資産の買い取りを行うとともに、この時点で機構は解散する。

新会社は、当初国が全株式を保有する特殊会社として発足するが、 機構から道路資産を買い取った後は、早期に上場を目指す。

#### (3)保有・債務返済機構

機構は、債務の返済、借換えのみをその業務とする。

機構は、新規建設に係るもの及び国等に譲渡するものを除き、既供用路線及び建設中の路線又は区間に係る道路施設を承継する。

機構が新会社から徴収する貸付料は長期定額として設定し、その総計年額は約40年間の元利均等返済をベースとして算定する。長期定額の貸付料は、全額債務の元利返済のみに充当する。

## (4)本州四国連絡橋公団の債務処理

料金収入、国の出資、地方自治体の出資(現行よりも 15 年延長)及び他の道路関係公団の道路料金の活用、並びに債務切り離し(国の道路特定財源)により、本四架橋の料金の大幅引下げ(2分の1程度)と債務の切り離し処理を同時に進める。

### (5)地域分割

組織の適正規模の確保、競争を通じコスト意識や増収意識の醸成等を 考慮し、日本全国を5つの地域に分割して新会社を設立する。首都高 速道路公団及び阪神高速道路公団については、現在の路線を核として 設立する。

# 2. 通行料金

民営化の目に見える成果として、実情に応じた弾力的な引下げ策を講じ、 通行料金の平均1割引下げを民営化と同時に実施する。

### 3. 今後の道路建設

- (1)新会社発足までの間、各公団は、本委員会においてとりまとめた基準 による個別路線の優先順位に基づき、重点的な予算配分を行う。
- (2)新会社は、公益性にも配慮しつつ、自社の経営状況、投資採算性等に 基づき判断し、自主的に新規建設への参画を決定する。
- (3)新会社の採算を超える建設投資は、合併施行方式等国・地方公共団体 等の費用負担を前提にした新たな制度により対応することとする。ただ し、建設資金の拠出については、新会社に対する新たな税制・納付金制 度の導入、貸付料の増額等による機構からの支出、財投資金の借入れそ の他これに類する方式は行わない。
- (4)新会社が行う道路建設等の設備投資資金は、自ら調達し、上場までの間に限り、政府保証等の措置を講じる。ただし、市場規律を発揮させる観点から、財投資金の活用は認めない。

# 4. 関連公益法人、ファミリー企業の改革・管理コスト削減

関連公益法人の所有する道路サービス施設の新会社への移管を図るとともに、関連事業については、新会社の子会社において積極的に展開する。また、ファミリー企業との不公正な癒着構造の解消、外注業務における競争条件の徹底的な確保、維持補修等業務の入札参加資格要件の撤廃(2002年度内)等を通じた管理コストの大幅な縮減(概ね3割)を目指す。

#### 5. 改革のスケジュール等

- (1)現行の建設計画の見直し、民間企業経験者の登用、コスト削減計画 (2002年度内)の作成等民営化までに直ちに取り組むべき措置を着実 に実施する。
- (2)道路関係四公団の民営化は、2005年4月1日に実施する。